

とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「とちぎ建設業魅力向上連絡協議会」（以下「本会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 人口減少、少子高齢化に伴い、各業界における人材確保困難が懸念されている。

建設業界・建設分野においても、担い手不足により、地域の守り手としての地域建設業の存続が深刻化しており、人材確保・育成が喫緊の課題となっている。

本協議会は、産学官が一体となり、栃木県内の建設業の魅力を発信することにより、建設業関連分野の持続的な担い手確保に寄与することを目的とする。

（検討事項）

第3条 本会議は、第2条の目的を達成するために、次の事項について検討等を行う。

- （1）産学官連携した建設業魅力アップの取り組みの提案と事例の共有
- （2）新たな担い手確保につながる産学官連携による取り組みの共有
- （3）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

（構成）

第4条 本会議の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、本会議の承認を得るものとする。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、所掌事項が完了するまでとする。

（座長）

第6条 本会議には、座長を置くものとする。

2. 座長は、本会議の会務を総括する。
3. 座長が職務を遂行できない場合は、予め座長が指名する委員が、その職務を代理する。
4. 座長は必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

（本会議の運営）

第7条 本会議は、座長の発議に基づいて開催する。

2. 座長は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(事務局)

第9条 事務局は、宇都宮国道事務所計画課に置くものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

附則 本規約は、令和 7年 5月19日から施行する。

とちぎ建設業魅力向上連絡協議会 名簿（案）

名 簿		
座 長	宇都宮大学地域デザイン科学部 社会基盤デザイン学科	長田 准教授
関係団体	栃木県建設業協会	谷黒 会長
学校関係	足利大学 工学部創生工学科 建築・土木分野	藤島 講師
学校関係	宇都宮工業高等学校 環境土木科	飯塚 科長
行政機関	栃木県県土整備部 技術管理課	屋代 課長
行政機関	国土交通省関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所	荒井 事務所長
行政機関	国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所	笹木 事務所長

オブザーバー 国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所

オブザーバー 国土交通省関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所

オブザーバー 国土交通省関東地方整備局 日光砂防事務所

事 務 局 国土交通省関東地方整備局 宇都宮国道事務所 計画課